

官報

号外 昭和三十九年五月二十七日

○第四十六回 参議院会議録第二十五号

昭和三十九年五月二十七日(水曜日)

午後二時二十分開議

議事日程 第二十五号

昭和三十九年五月二十七日

午後二時開議

第一 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 国立教育会館法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院达付)

第四 逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第七 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

第八 地主地造成事業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 河川の管理及び水利その他の実情を調査し、もつて河川法案、同法施行法案の審査に資する。

第十 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十一 地方行政委員会の運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 財政委員会の運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十三 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

第十四 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

第十五 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

第十六 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

第十七 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

第十八 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

第十九 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

第二十 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

第二十一 地方公務員の報告は朗読を省略いたします。

一、日程第三 土地改良法の一部を改正する法律案

一、日程第四 逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

一、日程第五 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

一、日程第六 行政書士法の一部を改正する法律案

災害対策特別委員 岩間 正男君

公職選挙法改正に市川 房枝君

閣議決定に特別委員 同日議長において、特別委員の補欠を

左の通り指名した。

災害対策特別委員 佐多 忠隆君

公職選挙法改正に小酒井義男君

閣議決定に特別委員 同日議長において、特別委員の補欠を

左の通り指名した。

災害対策特別委員 村山 道雄君

公職選挙法改正に石原幹市郎君

閣議決定に特別委員 同日議長において、特別委員の辞任を

左の通り指名した。

災害対策特別委員 江藤 智君

公職選挙法改正に森田 タマ君

閣議決定に特別委員 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 丸茂 重貞君

公職選挙法改正に武寿君

閣議決定に特別委員 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 森田 タマ君

公職選挙法改正に同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 丸茂 重貞君

公職選挙法改正に同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

大気圈内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案案を可決した旨衆議院に通知した。

院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案案を可決した旨衆議院に通知した。

法務委員(国会法第四十二条によるもの)

運輸委員 壴武寿君

議院運営委員 森田 タマ君

災害対策特別委員 寺尾 豊君

災害対策特別委員 岩間 正男君

公職選挙法改正に市川 房枝君

閣議決定に特別委員 同日議長において、特別委員の補欠を

左の通り指名した。

災害対策特別委員 江藤 智君

公職選挙法改正に村山 道雄君

閣議決定に特別委員 同日議長において、特別委員の辞任を

左の通り指名した。

災害対策特別委員 石原幹市郎君

公職選挙法改正に佐多 忠隆君

閣議決定に特別委員 同日議長において、特別委員の辞任を

左の通り指名した。

災害対策特別委員 森田 タマ君

公職選挙法改正に丸茂 重貞君

閣議決定に特別委員 同日議長において、特別委員の辞任を

左の通り指名した。

災害対策特別委員 丸茂 重貞君

公職選挙法改正に江藤 智君

閣議決定に特別委員 同日議長において、特別委員の辞任を

左の通り指名した。

災害対策特別委員 丸茂 重貞君

公職選挙法改正に同日議長において、特別委員の辞任を

る場合には、第二項及び第三項の規定を準用する。

第一百二条の四 郵政大臣は、建築主が、前条第一項又は第二項(同条第六項及び次項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなければならない場合において、その届出をしないで、指定行為に係る工事又は当該変更に係る事項に係る部分の工事(郵政省令で定めるものを除く。)に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知つたときは、直ちに、当該建築主に対し、期限を定めて、同条第一項又は第二項(同条第六項及び次項において準用する場合を含む。)の規定により届け出るべきものとされている事項を書面により郵政大臣に届け出るべき旨を命じなければならない。

2 前項の規定に基づき前条第一項の規定により届け出るべきものとされている事項の届出を命ぜられてその届出をした者については、同条第二項の規定を準用する。

3 第一条の規定に基づく命令による届出又は前項において準用する前条第二項の規定による届出がある場合は、同条第三項の規定により届け出るべきものとされるべき旨を命じなければならない。

4 第二項の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を発したときは、郵政大臣は、その後直ちに、

当該高層建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、敷地の位置、高さ、高層部分の形状、構造及び主要材料、障害原因部分その他必要な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人について、建築主からの届出を含む。)の規定による届出又は前条第一項の規定に基づく命令による届出があつた場合において、その届出に係る事項を検討し、その届出に係る高層部分

(変更の届出に係る場合にあってはその変更後の高層部分。以下同じ。)が当該伝搬障害防止区域に係る重要な無線通信障害原因となると認められるときは、その高層部分のうち当該重要無線通信障害原因となる部分(以下「障害原因部分」という。)を明示し、理由を付した文書により、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因と認められるときには、その検討の結果を記載した文書により、その旨を当該届出をした建築主に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、当該届出があつた日(第一百二条の三第三項(同条第六項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告があつた日)から三週間以内にしなければならない。

3 第一条の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を発したときは、郵政大臣は、その後直ちに、

当該高層建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、敷地の位置、高さ、高層部分の形状、構造及び主要材料、障害原因部分その他必要な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なわせる見込みが確実である。

4 第二項の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に次条第一項の規定による協議がととのつたとき。

3 その他の郵政省令で定める建築主及び当該伝搬障害防止区域に係る高層部分の工事の制限

第百二条の六 前条第一項及び第二項(同条第六項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした建築主が、その請負人に行なわせている当該工事の請負人に對しても、当該障害原因部分その他必要な事項を書面により当該工事の請負人に行なわせることを

要な事項を書面により通知しなければならない。

(重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限)

第一百二条の六 前条第一項及び第二項(同条第六項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受けた建築主は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から二年間(当該伝搬障害防止区域が公衆通信障害防止区域である場合には、三年間)は、当該指

定行為に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを行なわせてはならない。

2 当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第一百二条の三第三項(同条第六項及び第一百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をし、これにつき、前条第一項及び第二項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を発したときは、郵政大臣は、その後直ちに、

当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みがあるため必要な措置に關し協議すべき旨を求めることができる。

2 郵政大臣は、前項の規定による協議に關し、当事者の双方又は一方からの申出があつた場合には、必要なあつせんを行なうものとする。

(違反の場合の措置)

第一百二条の八 次の各号の一に該当する場合において、必要があると認められるときは、郵政大臣は、各号の建築主に対し、当該建築主が現に自ら行ない若しくはその請負人に行なわせている当該各号の工事を停止し若しくはその請負人に停止させるべき旨又は相当の期間を定めて、その期間内は当該各号の工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせることはならない旨を命ずることができる。

2 前項の相当の期間は、第一百二条の六に規定する期間を基準として、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となる程度、当該重要無線通信の電波伝搬路を変更するとすればその変更に通常要すべき期間その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 郵政大臣は、第一項の規定により建築主に対し期間を定めて高層部分に係る工事を自ら行ない又はその請負人に行なわせとはならない旨を命じた場合において、その

現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みがあるため必要な措置に關し協議すべき旨を求めることがある。

2 郵政大臣が第一百二条の三第三項(同条第六項及び第一百二条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告を求めたが当該建築主から期限までにその報告がない場合には、

て、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを行なわせてはならない。

2 当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第一百二条の三第三項(同条第六項及び第一百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をし、これにつき、前条第一項及び第二項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を発したときは、郵政大臣は、その後直ちに、

当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせることはならない旨を命ずることができる。

2 前項の相当の期間は、第一百二条の六に規定する期間を基準として、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となる程度、当該重要無線通信の電波伝搬路を変更するとすればその変更に通常要すべき期間その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 郵政大臣は、第一項の規定により建築主に対し期間を定めて高層部分に係る工事を自ら行ない又はその請負人に行なわせとはならない旨を命じた場合において、その

現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みがあるため必要な措置に關し協議すべき旨を求めることがある。

2 郵政大臣が第一百二条の三第三項(同条第六項及び第一百二条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告を求めたが当該建築主から期限までにその報告がない場合には、

て、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを行なわせとはならない。

2 当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第一百二条の三第三項(同条第六項及び第一百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をし、これにつき、前条第一項及び第二項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を発したときは、郵政大臣は、その後直ちに、

当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせることはならない旨を命じた場合において、その

の六第一号又は第三号に該当するに至つたときはその他その必要が消滅するに至つたときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならない。

(報告の徴収)

第一百二条の九 郵政大臣は、前七条の規定を施行するため特に必要なときは、その必要な範囲内において、建築主から指定行為に係る工事の計画又は実施に関する事項で必要と認められるもの報告を徴することができる。

(郵政大臣及び建設大臣の協力)

第一百二条の十 郵政大臣及び建設大臣は、第百二条の二から第百二条の八までの規定の施行に関し相互に協力するものとする。

四

第一百二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十三条、第三十一条の二（同条の前の見出しを含む。）、第三十五条、第三十五条の二、第六十三条、第六十五条及び第九十九条の十一第一項第一号の改正規定並びに次項の規定は、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 （電波法の一部を改正する法律の一部改正）電波法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

九 第百二条の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせた者は、第百十二条の四第一項の規定に基づく命令に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、第百十三条の二号を加える。

六 第百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者

六 第百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者

〔光村甚助君登壇、拍手〕
〇光村甚助君 ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案におきます改正の第一点は、昨年批准された「一九六〇年の海上における人命の安全のための国際条約」が近く発効するとのともに、国際船舶局の無線設備の設置場所に関する要件を強化するとともに、国際航行に従事する小型貨物船の船舶局の聽守義務時間拡大して、新しい条約の規定に適合させようとするものであります。

第二点は、マイクロ波伝播路の保護措置に関するものであります。公衆通信、人命、財産の保護、治安維持等に關する重要無線通信の確保するため、「伝搬障害防止区域」を指定す

以上御報告申し上げます。（拍手）

〇議長（重宗雄三君） 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

（電波法の一部を改正する法律の一部改正）教育会館法（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

〇議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

〇議長（重宗雄三君） 本法施行に伴う経費として、会員運賃補助金三千五百万円が昭和三十九年度予算に計上されている。

一 費用

本法施行に伴う経費として、会員運賃補助金三千五百万円が昭和三十九年度予算に計上されている。

附帯決議

国立教育会館の行なう研究集会、講習会等は、民主的な運営を図り、教育基本法の精神にのつとつて、教育関係者の研修を援助するように努めなければならない。

めなければならない。

（電波法の一部を改正する法律の一部改正）文部省は、日本電信電話公社各當局につき、

右多數をもつて別冊の通り修正すべ

きものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

○議長（重宗雄三君） 日程第一、国立教育会館法（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の中野文門君。

詳細にわたり質疑を行ない、建設委員会と連合審査を行なうなど、慎重審議をいたしましたのであります。その質疑の最もなる点を申し上げますと、船舶局監理の基本方針、重要な通信の確保と財産権との調和点、防止区域の指定の範囲、ペントハウス等に対する既得権の擁護、補償請求権の有無、建築物の高層化に対応する自衛措置の推進等でありましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

昭和三十九年五月二十六日 文教委員長 中野 文門

参議院議長 重宗雄三殿

第二十条第一項第二号を次のよう

に改める。
二 その設置する研修施設を利用

して、前号に掲げる者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、特殊法人国立教育会館を設立して、教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与しよし所要の修正を加え妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

昭和三十九年五月二十七日 参議院会議録第二十五号 電波法の一部を改正する法律案

国立教育会館法典

六六三

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月十六日 中

衆議院議長 船田 中
参議院議長重宗雄三殿

（一は參議院修正）

国立教育会館法案

国立教育会館法

目次

第一章 総則(第一条～第七条)

第二章 役員及び職員(第八条～第十七条)

第三章 評議員会(第十八条～第十九条)

第四章 業務(第二十条～第二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二条～第三十一条)

第六章 監督(第三十二条～第三十三条)

第七章 雑則(第三十四条～第三十五条)

第八章 判則(第三十六条～第三十七条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与することを目的とする。(法人格)

第二条 国立教育会館(以下「教育会館」といふ)は、法人とする。(事務所)

第三条 教育会館は、事務所を東京都に置く。
(資本金)
第四条 教育会館の資本金は、教育会館の設立の際に國の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価値の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、教育会館に追加して出資することができる。

3 教育会館は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により教育会館に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評議員会その他前項に規定する評価に關し必要な事項は、政令で定める。(定款)

第五条 教育会館は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金及び資産に関する事項
五 役員に関する事項
六 評議員会及び評議員に関する事項

七 業務及びその執行に關する事項

八 財務及び会計に關する事項

九 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)
第六条 教育会館は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

2 前項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

(民法の適用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、教育会館について

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の欠格条項)
第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、地方公共団体の議員又は地方公

二 政府又は地方公共団体の職員

(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)
第十三条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができます。

1 心身の故障のため職務の執行に堪へないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼任禁止)

第十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。た

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、館長又は館長を通じて文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第十条 役員は、文部大臣が任命する。

(職員の任命)

第十六条 教育会館の職員は、館長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 教育会館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第三章 評議員会)

第十八条 教育会館に評議員会を置く。

2 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、館長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

1 定款の変更

2 業務方法書の変更

3 每事業年度の事業計画及び予算

4 その他教育会館の業務に関する重要な事項で、定款をもつて定める事項

5 前項に規定する事項のほか、評議員会は、館長の諮問に応じ、又是必要と認める事項について、館長に意見を述べることができる。

(評議員)

第一條 国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与することを目的とする。(法人格)

第二条 国立教育会館(以下「教育会館」といふ)は、法人とする。(事務所)

第三条 教育会館は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金及び資産に関する事項
五 役員に関する事項
六 評議員会及び評議員に関する事項

だし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十五条 教育会館と館長との利益が相反する事項については、館長は、代表権を有しない。この場合には、監事が教育会館を代表する。

務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)
第二十条 教育会館は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員及び社会教育の関係者のための研修施設を設置し、及び運営すること。

二 前号に掲げる者のための研究集会及び講習会を主催し、その他これら者の者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと。

三 教育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

2 教育会館は、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する研修施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十一条 教育会館は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

2 第二十二条 教育会館の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十三条 教育会館は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。

2 これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(事業計画等の認可)

第二十四条 教育会館は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完了しなければならない。

(財務諸表)

第二十五条 教育会館は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監査の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(決算)

第二十六条 教育会館は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画等の認可)

第二十七条 教育会館は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をして整理し、なお不足があると

2 教育会館は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があると

して整理しなければならない。

2 教育会館は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があると

した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 教育会館は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があると

して整理しなければならない。

(文部省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののはか、教育会館の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)
第三十二条 教育会館は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときには、教育会館に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

第一 第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十七条规定による認可をしよ

十九条の規定による認可をしよ

うとするとき。

二 第二十五条第一項又は第三十

条の規定による承認をしようと

するとき。

三 第二十二条第一項、第二十九

条又は第三十一条の規定により

文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八条第一号の規定によ

る指定をしようとするとき。

五 第二十九条の規定によ

る報告をしよとするとき。

六 第三十一条の規定によ

る罰則

第三十六条 第三十三条第一項の規

定による報告を求められて、報告

をせず、若しくは虚偽の報告を

し、又は同項の規定による検査を

拒み、妨げ、若しくは忌避した場

合には、その違反行為をした教育

会館の役員又は職員は、三万円以

下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当す

る場合には、その違反行為をした

教育会館の役員又は職員は、三万

円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認

可又は承認を受けなければなら

ない場合において、その認可又

は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の政令の規定に

違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外

の業務を行なつたとき。

四 第二十八条の規定に違反して

業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、

次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(教育会館の設立)

第二条 文部大臣は、教育会館の館長、理事又は監事となるべき者を指名する。

第三条 文部大臣は、設立委員会を命

2 前項の規定により指名された館長、理事又は監事となるべき者

は、教育会館の成立の時において、この法律の規定により、それ

それ館長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員会を命

2 設立委員会は、定款を作成して、

3 設立委員会は、前項の規定による

認可を受けたときは、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を

4 設立委員会は、出資の目的たる財

産の給付があつた日ににおいて、そ

の事務を前条第一項の規定により

第五条 教育会館は、設立の登記を

第六条 教育会館の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかるとす、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 教育会館の最初の事業年度の事業計画及び予算については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「教育会館の成立後遅滞なく」とする。
(登録税法の一部改正)
第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十一条)の一部を次のよう改正する。
第十九条第七号中「国立競技場」の下に、「国立教育会館」を、「国立競技場法」の下に、「国立教育会館法」を加え、同条第二十九号の次に次の二号を加える。第三百四十九条第二項第十八号の下に、「国立教育会館」を、「国立競技場法」の下に、「国立教育会館」を加える。
第七十二条の四第一項第十一号中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。
第三百四十九条第二項第十八号の下に、「国立教育会館」を、「国立教育会館」を加える。
第七十三条の四第一項第十一号中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。
中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。
第七十三条の四第一項第十一号中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。
中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。
第七十三条の四第一項第十一号中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。
中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。
第七十三条の四第一項第十一号中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。
第七十三条の四第一項第十一号中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。

中「国立競技場」の下に、「及び国立教育会館」を加える。

案は、これらの教育関係者の効果的な

研修に資するため、特殊法人国立教育

会館を設立し、これに國が建設した施

設を現物出資いたしましたとともに、運

營費についても一部國庫補助を行な

い、その研修施設の適切な運営をはか

らうとするものであります。

法案の内容は、特殊法人の設立、そ

の目的、資本金、組織、業務、財務会

計及び監督等に関する所要の規定を

設けたものであります。

委員会におきましては、国立教育会

館の行なう業務の内容、範囲等、特に

会館の主催する研修について、きわめ

て熱心な質疑応答が行なわれました

が、その詳細は会議録によつて御承知

願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りました

ところ、吉江委員より、会館の業務を

規定した第二十条第一項第二号を、

「その設置する研修施設を利用して、

前号に掲げる者の資質の向上のため必

要な業務を行なうこと。」と改める修正

案が提出されました。

討論を終局、採決に入り、まず、吉

江委員提出の修正案を多數をもつて可

決し、統いて、修正部分を除く原案も

多數をもつて可決いたしました。以上

の結果、本法律案は、多數をもつて修正

案をもつて可決いたしました。

次に、委員長より、本法律案に対し、

附帯決議案を提出し、全会一致これを

決議すべきものと決定いたしました。

次に、委員長より、本法律案に対し、

附帯決議案を提出し、全会一致これを

決議すべきものと決定いたしました。

次に、委員長より、本法律案に対し、

附帯決議案を提出し、全会一致これを

決議すべきものと決定いたしました。

次に、委員長より、本法律案に対し、

附帯決議案を提出し、全会一致これを

決議すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより修正採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案全部を問題に供します。委員長

報告のとおり修正議決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより修正採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案全部を問題に供します。委員長

報告のとおり修正議決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより修正採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案全部を問題に供します。委員長

報告のとおり修正議決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより修正採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案全部を問題に供します。委員長

報告のとおり修正議決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより修正採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

ければならない。

といふものであります。

これに対し、文部大臣より、教育会

館は決議の趣旨に沿つて運営する旨の

発言がありました。

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案全部を問題に供します。委員長

報告のとおり修正議決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより修正採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案全部を問題に供します。委員長

報告のとおり修正議決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより修正採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案全部を問題に供します。委員長

報告のとおり修正議決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより修正採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

本案全部を問題に供します。委員長

報告のとおり修正議決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより修正採決をいたします。

3 第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」といいう。）の施行を目的とし、又は目的の一部に含む土地改良区を設立する場合において、第一項の認可を申請するには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業に係る地内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者で同条第一項第三号又は第四号に該当するもの（以下「農用地外資格者」という。）についてその全員の同意を得なければならぬ。

4 前項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業について、農用地外資格者は、その者の当該資格に基づき使用及び収益をする者が他に存するときは、前二項の同意について、同様の施行により、その使用及び収益を示す前に、その意見をきかなければならぬ。

第六条を次のように改める。
（農用地造成事業に係る農用地外資格者の同意）
第六条前条第三項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業について、これにつき同条第二項の三分の二以上との同意があつたときにおいても、その農用地造成事業に係る農用地外資格者の同意は、その者の当該資格に基づき使用及び収益をする者が他に存するときは、前二項の同意について、同様の施行により、その使用及び収益を示す前に、その意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。者は、省令の定めるところにより、

その同意をしない者に対し必要な資料、情報等の提供及び勧奨をするほか、その同意をしない者のその農用地造成事業に参加する資格の交替又はその同意をしない者のその農用地造成事業に係る土地の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業の施行に係る地内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者で同条第一項第三号又は第四号に該当するもの（以下「農用地外資格者」という。）についてその全員の同意を得なければならぬ。

4 前項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業について、農用地外資格者は、その者の当該資格に基づき使用及び収益をする者が他に存するときは、前二項の同意について、同様の施行により、その使用及び収益を示す前に、その意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

4 都道府県知事は、前項の調停を行なう場合には、第二項の同意をしない者その他省令で定める者の意見をきくとともに、関係農業委員会に対し助言、資料の提示その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当該調停の当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

6 第七条第一項中「第五条第二項の規定による同意」を「第五条第二項の三分の二以上の同意（同条第三項に規定する土地改良区の設立については、同条第二項の三分の二以上の同意）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「農地の改良、開発及び保全」を「農用地の改良、開発及び保全」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

7 土地改良事業計画においては、省令の定めるところにより、当該土地改良事業につき、目的、その施行に係る地域、工事又は管理に関する事項（換地計画を定める土地改良事業にあつては、工事に関する事項を定めるところによる）、概要、事業費に関する事項、効果に関する事項その他の省令で定める事項を定めるものとする。

8 第八条第二項中「農地の改良、開発及び保全」を「農用地の改良、開発、保全又は集団化」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える。

9 第四条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め。

10 第十九条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め。

4 都道府県知事は、前項第一項の規定による申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、第一項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。

1 申請に係る土地改良事業が、第一条に規定する目的及び原則を基礎として政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件に適合するものでないと

き。第一項の次に次の二項を加える。

4 土地改良区設立当時の役員は、第一項の認可の申請人及び第五条第二項の同意をした者のうちから当該申請人が選任する。

5 第十九条の見出し中「役員」を「理事」に改め、同条第三項を削り、同条の次に二条を加える。

4 土地改良区設立当時の役員は、第一項の認可の申請人及び第五条第二項の同意をした者のうちから当該申請人が選任する。

5 第十九条の見出し中「役員」を「理事」に改め、同条第三項を削り、同条の次に二条を加える。

6 第十九条の二「役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、第五十七条の二第一項の管理規程及び総会の決議を遵守し、土地改良区のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

7 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、土地改良区に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。

8 役員の選挙においては、選挙ごとに選舉管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならない。

9 役員の選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

10 総会外において役員の選挙を行なうときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

11 第十八条中第四項を第五項とし、第五項を第六項とす。

第二十六条中「(総代会が設けられ
てある場合には、総代会)」を削る。

第二十九条第一項中「規約」の下に
「、第五十七条の二第一項の管理規
程」を加える。

第二十九条の二第二項中「又は規
約」を「、規約、第五十七条の二第一
項の管理規程又は総会の決議」に改
める。

第三十条第一項第二号中「規約」の
下に「又は第五十七条の二第一項の
管理規程」を加え、同項第九号中「第
九十三条」の下に「(第九十六条の四
において準用する場合を含む。)」を
加え、同条に次の一項を加える。

5 第二項の認可には、第八条第四
項の規定を準用する。

第三十五条中「及び第六十六条
を「、第五十九条(監事の職務)及び
第六十六条」に改める。

第三十六条第一項中「又は第九十
一項後段」を「(第九十一条第
三十八条中「決済により徴収す
るべき金銭」の下に「、第五十三条の八
第二項の規定により徴収すべき金
銭、同条第三項の規定により徴収す
べき仮清算金」を加え、「及び賦課金
等」を「並びに賦課金等」に改める。
第四十六条を削り、第二章第一節
第二款中第四十五条の二を第四十六
条とする。

第四十七条第一項中「第七条第三
項」を「第七条第四項」に改め、同条
第二項中「第七条第四項」を「第七条
第五項」に改める。

第四十八条第二項の次に次の三項
を加える。

3 土地改良区は、土地改良事業計
画につき土地改良事業の施行に係
る地域その他の省令で定める重要な
部分の変更(第六十六条の規定に
よる地区からの除外に係るもの)を
行なうとする場合には、あらか
じめ、省令の定めるところによ
り、土地改良事業計画の変更又は
新たな土地改良事業の施行の場合
にあつては、その変更後の又はそ
の各土地改良事業につきその施行
に係る地域の重複その他これら
の事業相互間に相当の関連性がある
とき限り、することができる。

第四十八条第六項中「新たな土地
改良事業」を新たに採択する土地改
良事業に改め、同項を同条第九項
とし、同条第五項を同条第八項と
し、同条第四項中「第八条第四項」を
「第八条第五項」に改め、同項を同条
第七項とし、同条第三項中「第七条
第三項及び第四項」を「第五条第五
項、第七条第四項及び第五項」に改
め、同項に後段として次のようにな
く、同項を同条第六項とする。

この場合において、第五条第五
項中「含めて第一項の一定の地域
を定めるには」とあるのは、「含
んだ土地を、新たに変更後の土地
改良事業計画に係る土地改良事業
の施行に係る地域又は新たな採
択に係る土地改良事業のうちその
に係る土地改良事業の施行に係
る全体構成」及び定款を変更する
必要があるときは、変更後の定款を
あつては、変更後の全體構成又
はそのすべての土地改良事業の
新たな採択に係る土地改良事業の
計画の概要及び省令で定めるとき
の新たな採択に係る各土地改良事
業につき、その変更後の又はその
新設な採択に係る土地改良事業の
地改良事業のうちその変更又はそ
の新たな採択に係る各土地改良事
業の施行を目的とする場合に
は、その各土地改良事業のうち
その変更又はその新たな採択に
係る各土地改良事業につき、そ
の事業の施行を目的とする場合に
は、その各土地改良事業のうち
その変更又はその新たな採択に
係る各土地改良事業につき、そ
の変更後の又はその新たな採択
に係る土地改良事業の施行に係
る地域内(これらの土地改良事
業のうち、土地改良事業計画の
一部がその変更後のその施行
の廃止の場合は、廃止す
る旨及び廃止の理由(現に二以上
の土地改良事業を包括したもの
の土地改良事業を包括したもの
の施行を目的とし、その他二以上の
土地改良事業の施行に係る地域
に係る土地改良事業の施行に係
る地域に該当しないことと
なるものがあるときは、その上
地改良事業については、その該
当しないこととなる地域をその
変更後のその施行に係る地域に
係る各土地改良事
業のうち廃止に係る各土地改良事
業につき、その名称及び廃止の理
由)並びに定款を変更する必要が
あるときは、変更後の定款を公告し
て、左の各号の区分により、それ
ぞれ各号に掲げる同意を得なければ
ばならない。

4 土地改良区は、農用地造成事業
に係る土地改良事業の計画の変更
(その変更により新たな地域がその
農用地造成事業の施行に係る地域
の一部となるものに限る。)をし、又
は新たに農用地造成事業を行なお
うとする場合において、第一項の認
可の申請をするには、前項の三分の
二以上の同意のほか、その計画の
変更により新たに、又はその新た
な採択により新たに、又はその新た
な採択により、その農用地造成事
業の施行に係る地域の全部又は一
部となる地域内にある土地につい
ての農用地外資格者についてその
全員の同意を得なければならない。

5 第一項の場合において、土地改
良事業計画の変更又は新たな採
択に係る農用地造成事業について
は、その計画の変更により新た

2 前項の土地改良事業計画の変更
又は新たな土地改良事業の施行を行
は、その変更後又はその新たな土
地改良事業の採択後において当該
土地改良区が二以上の土地改良事
業を包括したものの施行を目的と
し、その他二以上の土地改良事業
の施行を目的とする場合には、そ
の各土地改良事業につきその施行
に係る地域の重複その他これら
の事業相互間に相当の関連性がある
とき限り、することができる。

除く。)をし、土地改良事業を廃止
し、又は新たな土地改良事業を行
なうとする場合において、第一
項の認可を申請するには、あらか
じめ、省令の定めるところによ
り、土地改良事業計画の変更又は
新たな土地改良事業の施行の場合
にあつては、その変更後の又はそ
の新たな採択に係る土地改良事
業の施行に係る地域の全部又は
一部となるとき。

1 土地改良事業計画の変更又は
新たな土地改良事業の施行の場
合であつて、当該土地改良区が
現にその地区としている地域
(以下「現行地区」という。)以外
の地域が、その変更後の又はそ
の新たな採択に係る土地改良事
業の施行に係る地域の全部又は
一部となるとき。

3 土地改良事業の廃止の場合
その廃止に係る土地改良事業
の施行に係る地域(現に二以上
の土地改良事業を包括したもの
の新たな採択において当該土
地改良区が二以上の土地改良事
業を包括したものの施行を目的
とし、その他二以上の土地改良事
業の施行に係る各土地改良事
業につき、その変更後の又はその
新設な採択に係る土地改良事業の
地改良事業のうちその変更又はそ
の新たな採択に係る各土地改良事
業の施行を目的とする場合に
は、その各土地改良事業のうち
その変更又はその新たな採択に
係る各土地改良事業につき、そ
の事業の施行を目的とする場合に
は、その各土地改良事業のうち
その変更又はその新たな採択に
係る各土地改良事業につき、そ
の変更後の又はその新たな採択
に係る土地改良事業の施行に係
る地域内(これらの土地改良事
業のうち、土地改良事業計画の
一部がその変更後のその施行
の廃止の場合は、廃止す
る旨及び廃止の理由(現に二以上
の土地改良事業を包括したもの
の土地改良事業を包括したもの
の施行を目的とし、その他二以上的
土地改良事業の施行に係る地域
に係る土地改良事業の施行に係
る地域に該当しないことと
なるものがあるときは、その上
地改良事業については、その該
当しないこととなる地域をその
変更後のその施行に係る地域に
係る各土地改良事
業のうち廃止に係る各土地改良事
業につき、その名称及び廃止の理
由)並びに定款を変更する必要が
あるときは、変更後の定款を公告し
て、左の各号の区分により、それ
ぞれ各号に掲げる同意を得なければ
ばならない。

4 分の二以上の同意
二 土地改良事業計画の変更又は
新たな土地改良事業の施行の場
合であつて、前号に掲げるとき
員の三分の二以上の同意
改定地域内の土地に係る組合
員の三分の二以上の同意

に、又はその新たな採択により、
その施行に係る地域の全部又は一
部となる地域につき第五条第四項
及び第六条の規定を準用する。

第五十条第一項中「土地改良事業」
の下に「省令で定めるものを除く。
次項において同じ。」を加え、「堤等
の全部又は一部」を「堤その他の公共
の用に供する施設（以下「道路等」と
いいう。）の全部又は一部につきその用
途に改め、同条第二項中「道路、
かんがい排水路、ため池、堤等で前
項の廃止したもの」を「道路等で前
項の用途廃止のあつたもの」に改め

（審査及び公告等）
第五十二条の二 都道府県知事は、
前条第一項の認可の申請があつた
ときは、当該申請に係る換地計画
につき詳細な審査を行なつてその
適否を決定し、その旨を当該申請
をした土地改良区に通知しなけれ
ばならない。

（異議の申出）
第五十二条の三 換地計画に係る土
地又はその土地に定着する物件の
所有者、その換地計画に係る水面
につき漁業権又は入漁権を有す
る者その他これら土地物件又は

権利に関し権利を有する者は、その
換地計画に係る前条第四項におい
て準用する第八条第五項の規定に
よる公告に係る決定に対し異議
があるときは、前条第四項において
準用する第八条第五項に規定する
縦覧期間の満了日の翌日から起
算して十五日以内に都道府県知事

にこれを申し出ることができる。
第五十二条の五 換地計画において
左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適當とする旨の決定を
しなければならない。
一 申請の手続又は換地計画の決
定手續若しくは内容が、法令又
は法令に基づいてする行政庁の
処分に違反しているとき。
二 換地計画の内容が、土地改良
事業計画の内容と矛盾している
とき。

（換地計画）
第五十二条の五 換地計画において
は、省令の定めるところにより、
左の各号に掲げる事項を定めるも
のとする。
4 前項の規定により先取特権、質
権又は抵当権の目的たる土地又は
その部分を指定して換地を定める
場合には、その指定に係る土地又
はその部分は、当該権利の目的と
なつている従前の土地の全部又は
一部の価格と同等以上の価格のも
のでなければならない。ただし、
その部分は、その清算金の限度内
において、当該権利の目的となつ
ている従前の土地の全部又は一部
の価格より低い価格のものであつ
てもよい。

5 前項ただし書の場合には、その
価格の差額に相当する当該権利の
及ぶべき清算金の額を当該換地計
画において定めなければならない。
第五十三条の二に見出しとして
「（換地を定めない場合の特例）」を附
し、同条第一項中「所有者でその者
の当該換地計画に係る従前の土地の
面積の合計が政令で定める面積をこ
えないものからの申出」を「所有者の
申出又は同意」に改め、「その申出」
の下に「又は同意」を加え、「同条第
二項の規定による認可及びその
面積の合計が政令で定める面積をこ
えないものからの申出」を削り、「又は使用貸借
による権利」を「使用貸借による権
利又はその他の使用及び収益を目的
とする権利」に改め、同条に次の二
項を加える。

3 第一条の規定により従前の土地
について換地を定めない場合にお

め、同条第七項を次のように改め、
同条第八項を削る。

7 第一項の場合には、第七条第四
項及び第五項の規定を準用する。
第五十二条の次に次の四条を加え
る。

（審査及び公告等）
第五十二条の二 都道府県知事は、
前条第一項の認可の申請があつた
ときは、当該申請に係る換地計画
につき詳細な審査を行なつてその
適否を決定し、その旨を当該申請
をした土地改良区に通知しなけれ
ばならない。

（異議の申出）
第五十二条の三 換地計画に係る土
地又はその土地に定着する物件の
所有者、その換地計画に係る水面
につき漁業権又は入漁権を有す
る者その他これら土地物件又は

権利に関し権利を有する者は、その
換地計画に係る前条第四項におい
て準用する第八条第五項の規定に
よる公告に係る決定に対し異議
があるときは、前条第四項において
準用する第八条第五項に規定する
縦覧期間の満了日の翌日から起
算して十五日以内に都道府県知事

にこれを申し出ることができる。

第五十二条の五 換地計画において
左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定による異議の申出に
ついては、第九条第二項から第五
項までの規定を準用する。この場
合において、同条第四項中「第七
条第一項の規定による申請に係る
土地改良事業計画又は定款」とあ
るは、「第五十二条第一項の認
可の申請に係る換地計画」と読み
替えるものとする。

第五十二条の四 都道府県知事は、
前条第一項の規定による異議の申
出がないとき、又は異議の申出が
あつた場合においてそのすべてに
ついて同条第二項において準用す
る第九条第二項の規定による決定
があつたときは、前条第二項にお
いて準用する第九条第四項の場合
を除いて、第五十二条第一項の認
可をしなければならない。

第五十二条の五 換地計画において
左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定による認可及びその
面積の合計が政令で定める面積をこ
えないものからの申出」を「所有者の
申出又は同意」に改め、「その申出」
の下に「又は同意」を加え、「同条第
二項の規定による認可及びその
面積の合計が政令で定める面積をこ
えないものからの申出」を削り、「又は使用貸借
による権利」を「使用貸借による権
利又はその他の使用及び収益を目的
とする権利」に改め、同条に次の二
項を加える。

3 第一条の規定により従前の土地
について換地を定めない場合にお

め、同条第七項を次のように改め、
同条第八項を削る。

7 第一項の場合は、第七条第四
項及び第五項の規定を準用する。
第五十二条の次に次の四条を加え
る。

（審査及び公告等）
第五十二条の二 都道府県知事は、
前条第一項の認可の申請があつた
ときは、当該申請に係る換地計画
につき詳細な審査を行なつてその
適否を決定し、その旨を当該申請
をした土地改良区に通知しなけれ
ばならない。

（異議の申出）
第五十二条の三 換地計画に係る土
地又はその土地に定着する物件の
所有者、その換地計画に係る水面
につき漁業権又は入漁権を有す
る者その他これら土地物件又は

権利に関し権利を有する者は、その
換地計画に係る前条第四項におい
て準用する第八条第五項の規定に
よる公告に係る決定に対し異議
があるときは、前条第四項において
準用する第八条第五項に規定する
縦覧期間の満了日の翌日から起
算して十五日以内に都道府県知事

にこれを申し出ることができる。
第五十二条の五 換地計画において
左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定による異議の申出に
ついては、第九条第二項から第五
項までの規定を準用する。この場
合において、同条第四項中「第七
条第一項の規定による申請に係る
土地改良事業計画又は定款」とあ
るは、「第五十二条第一項の認
可の申請に係る換地計画」と読み
替えるものとする。

（換地計画）
第五十二条の五 換地計画において
左の各号に掲げる事項を定めるも
のとする。

4 前項の規定により先取特権、質
権又は抵当権の目的たる土地又は
その部分を指定して換地を定める
場合には、その指定に係る土地又
はその部分は、当該権利の目的と
なつている従前の土地の全部又は
一部の価格と同等以上の価格のも
のでなければならない。ただし、
その部分は、その清算金の限度内
において、当該権利の目的となつ
ている従前の土地の全部又は一部
の価格より低い価格のものであつ
てもよい。

5 前項ただし書の場合には、その
価格の差額に相当する当該権利の
及ぶべき清算金の額を当該換地計
画において定めなければならない。

第五十三条の二に見出しとして
「（換地を定めない場合の特例）」を附

し、同条第一項中「所有者でその者
の当該換地計画に係る従前の土地の
面積の合計が政令で定める面積をこ
えないものからの申出」を「所有者の
申出又は同意」に改め、「その申出」
の下に「又は同意」を加え、「同条第
二項の規定による認可及びその
面積の合計が政令で定める面積をこ
えないものからの申出」を削り、「又は使用貸借
による権利」を「使用貸借による権
利又はその他の使用及び収益を目的
とする権利」に改め、同条に次の二
項を加える。

3 第一条の規定により従前の土地
について換地を定めない場合にお

対し、その換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

2 换地処分は、当該換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後において、遅滞なくしなければならない。

3 土地改良区は、换地処分をした場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合には、遅滞なく当該換地処分があつた旨を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公告をした場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に通知しなければならない。

第六条 第五十四条の次に次の二条を加える。

(換地処分の効果及び清算金)

第五十四条の二 前条第四項の規定による公告があつた場合は、当該換地計画に定める換地は、その公告のあつた日の翌日から従前の土地とみなされるものとし、その換地計画において、換地を国又は地方公共団体が所有する土地で道路等の用に供しているものに定めた場合において、その土地に存する道路等が廃止されるときは、その換地計画においてこれに代わるべき道路等の用に供する土地と定められたものは、その廃止される道路等の用に供している土地が國の所有する土地である場合には、國に、地方公共団体の所有する土地である場合には地方公共団体に、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日においてそれぞれ帰属する。

2 前条第四項の規定による公告があつた場合には、第五十三条第三項の規定により、当該換地計画において、換地につき、従前の土地について存する所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限の目的となるべきものとして指定された

土地又はその部分は、その公告があつた日の翌日から当該権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分とみなされるものとする。

3 前二項の規定は、行政上又は裁判上の処分で従前の土地に専属するものについては、影響を及ぼさない。

4 第五十三条第二項又は第五十三条の二第二項(第五十三条の第三項において準用する場合を含む。)の規定による換地計画において定められた清算金は、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日において確保する。

5 第五十三条の三第一項の規定により換地計画において定められた換地は、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日において土地改良区が取得する。

第六条 换地計画において、換地を国又は地方公共団体が所有する土地で道路等の用に供しているものに定めた場合において、その土地に存する道路等が廃止されるときは、その換地計画においてこれに代わるべき道路等の用に供する土地と定められたものは、その廃止される道路等の用に供している土地が國の所有する土地である場合には、國に、地方公共団体の所有する土地である場合には地方公共団体に、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日においてそれぞれ帰属する。

第五十四条の三 土地改良区は、第五十四条第四項の規定による公告があつた場合には、前条第四項の規定により確定した清算金を徴収し、又は支払わなければならぬ。この場合において、確定した清算金の額と第五十三条の八第三項の規定により徴収し、又は支払つた仮清算金の額との間に差額があるときは、その差額に相当する額の金銭を徴収し、又は支払わなければならない。

第五十五条中「第五十二条第一項の認可」を「第五十四条第四項の規定による公告」に改める。

第五十七条中「農地」を「農用地に改め、「必要な施設」の下に「(以下「土地改良施設」という。)」を加える。

第五十七条中「農地」を「農用地に改め、「必要な施設」の下に「(以下「土地改良施設」という。)」を加える。

第六十条中「又は賃借権」を「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人」を「これらの権利の設定に係る契約」に改める。

第六十一条中「又は賃借権」を「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人」を「これらの権利の設定に係る契約」に改め、「必要な施設」の下に「(以下「土地改良施設」という。)」を加える。

第六十二条第一項中「又は賃借権」を「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人」を「これらの権利の設定に係る契約」に改め、同条第三項中「但し」を「この場合において」に改める。

第六十二条第一項中「又は賃借権」を「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人」を「これらの権利の設定に係る契約」に改め、「必要な施設」の下に「(以下「土地改良施設」という。)」を加える。

第六十二条第一項中「又は賃借権」を「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人」を「これらの権利の設定に係る契約」に改め、「必要な施設」の下に「(以下「土地改良施設」という。)」を加える。

第六十二条第一項中「又は賃借権」を「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人」を「これらの権利の設定に係る契約」に改め、「必要な施設」の下に「(以下「土地改良施設」という。)」を加える。

第六十二条第一項中「又は賃借権」を「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴しないものを除く。)」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人」を「これらの権利の設定に係る契約」に改め、「必要な施設」の下に「(以下「土地改良施設」という。)」を加える。

性質又は規模に照らして適當と認められるもの

ハ 他の公共の利益となる事業とあわせて行なうことを相当とする等國土資源の総合的な開発又は保全の見地から適當と認められるもの

第八十七条の二第二項を次のように改める。

2 国又は都道府県は、前項の規定により同項第一号又は第二号の事業につき土地改良事業計画を定めることにおいて、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設（省令で定めるものに限る。）があるときは、あわせて、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。

第八十七条の二第三項中「前項の規定により土地改良事業計画を定めることを」を「第一項の規定により同項第三号の要領を『當該土地改良事業計画の概要（二）以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業を除く。）に係る全体構成』及びこれら土地改良事業に係る予定管理方法等」に改め、「二以上上の土地改良事業を定める」とあるときは、当該土地改良事業計画を定めることを

第八十七条の二第二項を次のように改める。

2 国又は都道府県は、前項の規定により同項第一号又は第二号の事業につき土地改良事業計画を定めることにおいて、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設（省

場合には、その各土地改良事業（同項第一号及び第二号の事業を除く。）について、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二）を加える。

第八十七条の二第四項を次のように改める。

4 第一項の場合には、第七条第三項、第八条第二項及び第三項、第八十六条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定（第一項第三号の事業については、これらの規定のはか、前条第四項から第九項までの規定）を準用する。

第八十七条の三第一項中「前条第一項の規定により定めたものを『前条第一項の規定により定めた同項第一号及び第二号の事業の計画』に、『省令で定める重要な部分』を『土地改良事業の計画』に、

第八十七条の二第三項中「前項の規定により土地改良事業計画を定めることを」を「第一項の規定により同項第三号の要領を『當該土地改良事業計画の概要（二）以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上上の土地改良事業を定める』に、『當該土地改良事業計画の要領』を『その変更後の土地改良事業の計画』に、『その変更後の土地改良事業計画の変更の要領』を『その変更後の土地改良事業の計画の概要（二）以上の土地改良事業を除く。）に係る全体構成』及びこれら土地改良事業に係る予定管理方法等」に改めることを

第八十七条の三に次の二項を加える。

2 国又は都道府県は、第八十五条

号の事業に係る土地改良事業計画を定めるに、当該土地改良事業計画の要領を「當該土地改良事業計画の変更の要領」を「その変更後の土地改良事業の計画の概要（二）以上の土地改良事業を除く。）に係る全体構成」及びこれら土地改良事業に係る予定管理方法等」に改めることを

第八十七条の三に次の二項を加える。

（国又は都道府県の行なう換地処分等）

第八十九条の二 農林大臣又は都道府県知事は、國營土地改良事業又は都道府県營土地改良事業（これらは、その変更については、その新たに施行に係る地域の一部となる地域につき第五条第四項の規定を準用する。

第八十九条の二第一項の規定により行なう同項第一号及び第二号の事業を除く。）について、その変更により新たに施行に係る地域の一部となるときに行に係る地域の一部となるときは、その土地改良事業の施行に係る地域の一部がその変更後のその施行する場合には、その各土地改良事業のうち、第八十

八条第一項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第二号の事業を除く。）について、その事業の性質上

必要な施設を定めなければならない。

第八十九条の二第一項の規定により行なう同項第一号及び第二号の事業を除く。）について、その事業の性質上

必要な施設を定めなければならない。

場合には、その各土地改良事業に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を定めることにおいて、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設（省令で定めるものに限る。）があるときは、あわせて、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めることを）を准用する。

第八十九条の二第一項の規定により行なう同項第一号及び第二号の事業を除く。）について、その変更により新たに施行に係る地域の一部となるときは、その土地改良事業の施行に係る地域の一部がその変更後のその施行する場合には、その各土地改良事業のうち、第八十

八条第一項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第二号の事業を除く。）について、その事業の性質上

必要な施設を定めなければならない。

第八十九条の二第一項の規定により行なう同項第一号及び第二号の事業を除く。）について、その事業の性質上

必要な施設を定めなければならない。

5 第一項の換地計画の変更（省令で定める軽微な変更を除く。）については、第二項及び前項の規定を準用する。この場合において、第二項において準用する第五十二条第三項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、前項において準用する第八十七条第四項中「当該土地改良事業計画書」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

6 農林大臣又は都道府県知事は、換地処分を行なう前に、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき從前の土地に代わるべき一時利用地を指定し、又は第三項において準用する第五十三条第一項の規定により換地計画に

項の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の六第一項後段及び第二項の規定を、前項の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止については第五十三条の七及び第五十三条の八の規定を準用する。この場合において、第五十三条の七及び第五十三条の八中「土地改良区」とあるのは「國又は都道府県」と読み替えるものとする。

7 前項の規定による一時利用地の指定については第五十三条の五第二項から第六項までの規定を、前二項から第六項までの規定を準用する。

8 換地処分は、農林大臣又は都道府県知事が、当該換地計画に係る土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

9 前項の換地処分については、第五十四条第二項、第四項及び第五項並びに第五十四条の二から第五十五条までの規定を準用する。この場合において、第五十四条第四項中「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事は、換地処分をした場合」と、同条第五項中「その旨」と同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣又は都道府県」と、第五十四条第三項を加える。

10 前九項の規定による農林大臣の権限の一部は、政令の定めるところがかかる。

第九十条の見出し中「國營事業」を「國營土地改良事業」に改め、同条第一項中「その区域内に包括する」を「その区域の全部又は一部とする」に改め、同条第二項中「農林大臣の指定するもの」を「省令で定めるもの」に改める。

第九十条第七項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項中の「第一項、第三項又は第四項の」を「第二項から第四項まで、第六項又は第七項の規定による」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「又は前項を」、第四項又は第六項の規定による届出があつた場合」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事は、換地処分をした場合」と、同条第五項中「その旨」と同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣又は都道府県」と、第五十四条第三項を加える。

6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、國營土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものの他の省令で定めるものから、その者の受けれる利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

7 第八十七条の二第二項の規定により國が行なう同項第一号第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 第一項の都道府県は、國營土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべてが、政令の定めるところにより、当該市町の議会の議決を経て第一項の規定による負担金の全部又は一部を負担することについて同意をした場合には、第二項（第八十七条の二第一項第二号の事業に係る第一項の規定による負担金については、第二項及び第三項）の規定により國が行なう改め、同条第二項中「農林大臣の指定するもの」を「省令で定めるもの」に改める。

6 前項の規定による一時利用地の指定については第五十三条の五第二項から第六項までの規定を、前二項から第六項までの規定を準用する。

7 前項の規定による一時利用地の指定については第五十三条の五第二項から第六項までの規定を、前二項から第六項までの規定を準用する。

8 第九十条の二、第九十四条の八第四項の規定により土地を取得した者から當該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金（以下「特別徴収金」という。）の額は、當該國營土地改良事業に要した費用の一部を徴収することができる。

のうち当該埋立地等取得者が第九条の八第四項の規定により取
得したその国営土地改良事業によ
つて造成された土地に係る部分の
額から、前条の規定によりその埋
立地等取得者がその国営土地改良
事業につき負担する金額（同条第
四項の規定によりその負担金に代
えて土地改良区が徴収される金額
に充てるため、その土地改良区が
第三十六条第一項の規定によりそ
の者に対し賦課徴収する金額を含
む。）の額（利子及び延滞金の額に
相当する部分を除く。）を差し引

た後、前条第一項の規定により負
担金を支払わなければならぬ。
ときは、その期限満了日の翌日
から特別徴収金の支払いのある日
までの日数に応じ、滞納額百円に
つき一日四銭の割合により計算し
た金額を延滞金として徴収するこ
とができる。

6 特別徴収金及び前項の延滞金

は、国税滞納処分の例により処分
することができる。この場合にお
いて、特別徴収金及び同項の延滞
金の先取特權の順位は、国税及び
地方税に次ぐものとする。

7 第四項の規定による督促は、民 法第一百五十三条の規定にかかるわ ず、時効中止の効力を有する。

8 国税通則法（昭和三十七年法律
第六十六号）第十二条（書類の送
達）、第三十八条第一項（縛上請
求）、第六十二条（一部納付を行な
われた場合の延滞税の額の計算
等）、第六十三条（納税の猶予の
場合の延滞税の免除）、第九十条
第一項の規定による处分について
の異議申立てについては、前条
第九項及び第十項の規定を準用す
る。

3 第一項の規定による処分につい ての異議申立てについては、前条 第九項及び第十項の規定を準用す る。

4 特別徴収金を納付しない者があ
る場合には、國は、督促状により
期限を指定してその支払いを督促
しなければならない。

5 國は、前項の規定による督促を受
した場合において、その督促を受
けた者が、その督促で指定する期
限までに特別徴収金を支払わない
ときは、その期限満了日の翌日
から特別徴収金の支払いのある日
までの日数に応じ、滞納額百円に
つき一日四銭の割合により計算し
た金額を延滞金として徴収するこ
とができる。

けた者が、その督促で指定する期
限までに特別徴収金を支払わない
ときは、その期限満了日の翌日
から特別徴収金の支払いのある日
までの日数に応じ、滞納額百円に
つき一日四銭の割合により計算し
た金額を延滞金として徴収するこ
とができる。

は、「延滞金」と読み替えるもの
とする。

第九十一条の見出し中「分担金」を
「分担金等」に改め、同条中「農林大
臣の指定するもの」を「省令で定める
もの」に改め、同条後段を削り、同
条に次の三項を加える。

2 都道府県は、都道府県営土地改
良事業の施行に係る地域の全部又
は一部をその区域の全部又は一部
とする市町村のすべてが、政令の
定めるところにより、当該市町村
の議会の議決を経てその事業に
要する費用の一部を負担すること
を負担した組合員を含む）若しく
は第九十条第六項の規定により負
担金を負担した者又は第九十一条
第一項の分担金を負担した者（同
条第四項において準用する第九十
一条第四項の規定によりその分担金
に代えて土地改良区が徴収される
金額に充てるため、その土地改良
区が第三十六条第一項の規定によ
り賦課徴収する金額を負担した組
合員を含む）若しくは第九十一条
第三項の分担金を負担した者（同
条第四項において準用する第九十
一条第四項の規定によりその分担金
に代えて土地改良区が徴収される
金額に充てるため、その土地改良
区が第三十六条第一項の規定によ
り賦課徴収する金額を負担した組
合員を含む）若しくは第九十一条
第二百二十四条の分担金として徴
収することができる。

第九十二条中「第五十九条、第六
十二条及び第六十五条」を「第五十八
条から第六十五条まで」に改め、同
条後段を次のよう改める。

この場合において、第五十八
条、第六十条、第六十一条第一項
及び第三項並びに第六十二条第一
項中「組合員」とあるのは「第九十
一条第二項の規定により負担金を負
担した者（同条第四項の規定によ
りその負担金に代えて土地改良区
が徴収される金額に充てるため、
その土地改良区が第三十六条第一
項の規定により賦課徴収する金額
を負担した組合員を含む）若しく
は第九十条第六項の規定により負
担金を負担した者又は第九十一条
第一項の分担金を負担した者（同
条第四項において準用する第九十
一条第四項の規定によりその分担金
に代えて土地改良区が徴収される
金額に充てるため、その土地改良
区が第三十六条第一項の規定によ
り賦課徴収する金額を負担した組
合員を含む）若しくは第九十一条
第三項の分担金を負担した者（同
条第四項において準用する第九十
一条第四項の規定によりその分担金
に代えて土地改良区が徴収される
金額に充てるため、その土地改良
区が第三十六条第一項の規定によ
り賦課徴収する金額を負担した組
合員を含む）若しくは第九十一条
第二百二十四条の分担金として徴
収することができる。

第九十四条の四中「土地改良財
産の附屬物を含む。」を「政令で定める
土地改良施設」に、「当該道路」を「當
該路線の認定を得られない道路（そ
の附屬物を含む。）」を「政令で定める
土地改良施設」に、「当該道路」を「當
該路線の認定を得られない道路（そ
の附屬物を含む。）」を「政令で定める
土地改良施設」に、「次条及び第九
十四条の六」を「以下この節」に改め

る。

第九十四条の四中「土地改良財
産の附屬物を含む。」を「土地改良施設」に
「土地改良施設」に、「かんがい排水施設」を
「その土地改良施設」に、「その施設」を
「土地改良施設」に改め、同条第
二項を削る。

第九十四条の三第一項中「道路法
及び第三項並びに第六十二条第一
項中「組合員」とあるのは「第九十
一条第二項の規定により負担金を負
担した者（同条第四項の規定によ
りその負担金に代えて土地改良区
が徴収される金額に充てるため、
その土地改良区が第三十六条第一
項の規定により賦課徴収する金額
を負担した組合員を含む）若しく
は第九十条第六項の規定により負
担金を負担した者又は第九十一条
第一項の分担金を負担した者（同
条第四項において準用する第九十
一条第四項の規定によりその分担金
に代えて土地改良区が徴収される
金額に充てるため、その土地改良
区が第三十六条第一項の規定によ
り賦課徴収する金額を負担した組
合員を含む）若しくは第九十一条
第三項の分担金を負担した者（同
条第四項において準用する第九十
一条第四項の規定によりその分担金
に代えて土地改良区が徴収される
金額に充てるため、その土地改良
区が第三十六条第一項の規定によ
り賦課徴収する金額を負担した組
合員を含む）若しくは第九十一条
第二百二十四条の分担金として徴
収することができる。

第九十四条の六に次の二項を加え
る。

2 國営土地改良事業によつて生じ
た土地改良財産たる土地改良施設
(省令で定めるものに限る。)につ
いての前項の規定による管理の委
託は、その國営土地改良事業に係
る予定管理方法等に従い、その管
理者として定められた者に対し、
その管理方法に関する基本的事項
として定められたところに準拠し

る。

4 第一項の場合には第九十条第四
項及び第八項の規定を、前項の場
合には同条第八項の規定を準用す
る。

5 第一項の場合には第九十条第四
項及び第八項の規定を、前項の場
合には同条第八項の規定を準用す
る。

第九十三条の見出しを「(土地改良
施設の申出による管理)」に改め、同
条第四項中「附帯税」とあるの

昭和三十九年五月二十七日 参議院会議録第二十五号 土地改良法の一部を改正する法律案

全体構成を含む。)」に、「三分の二以上」を「三分の一(一以上)の土地改良

は、これをもつて第三者に対抗することができない。

四項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同

9

前項の市町村は、土地改良事業
につき土地改良事業の施行に

を施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に

事業を包括したものと施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二以上に改める。

第九十六条の二第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同

項及び第四項から第七項まで、第十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条から第五十五条まで、第十七条本文、第五十七条の二から第六十五条まで並びに第九十三条に改め、同条後段を次のよう改め。

て、管理規程を定め」と、第五十一条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第九十一条の四において準用する第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担し

場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を包括したもの）を施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各

その施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内、土地改良事業の廢止の場合にあつては、その廢止に係る二種の手続を行なう。

3 条第二項の次に次の二項を加える

3 農用地造成事業の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の認可の申請をするには、市町村は、前項の規定による同意のほか、その農用地造成事業に係る農

用地外資格者についてその全員の同意を得なければならぬ。

第一項中「定款」とあり、第六十一
条第三項中「規約」とあるのは、「条例」と、第三十六条第一項中「その
地区内にある土地につき、その組
合員に対して」とあるのは、「その事
業によって利益を受ける者でその
事業の施行に係る地域内にある土

良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（國及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。
第二章第四節中第九十六条の三を
第九十六条の四とし、第九十六条の二の次に次の一条を加える。
（土地改良事業の変更等）

の土地改良事業計画の概要及び省令で定めるときにつきは更に後述の全体構成)その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあっては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を包括したもの)を施行し、その他二以上上の土地改良事業をあわせて施行

域（現に二以上の土地改良事業を包括したもの）を施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廢止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の

第一項の場合において、その結果、可の申請が農用地造成事業の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業については、第五条第四項及び第六条の規定を準用する。第九十六条の二に次の一項を加える。

地には(さき第三条に規定する資格を)
有するものその他省令で定めるものに對し、その者の受ける利益を限度として、「」と、同条第四項中「組合員」とあるのは、「第九十六条の四において準用する第一項に規定する者」と、第四十九条第一項中「前条の規定にかかわらず、給会の議決」とあるのは、「当該市町村議会の議決」と、第五十二条第一項

第九十六条の三 前条第一項の規定により土地改良事業を行なう市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、省令の定めるところにより、当該市町村の議会の審決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由)を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後ににおいて二以上の土地改良事業を包括したもの

三分の一以上の同意を得、かつ、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をそ の地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改 良区の同意をも得なければならぬ。

第一項の市町村は、農用地造成事業に係る土地改良事業の計画の変更をしようとする場合において、その変更により新たな地域が成事業の施行に係る地域の一部となるときは、前項の規定による同意のほか、その計画の変更により新たにその農用地造成事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 農用地造成事業に係る土地改良事業の計画の変更をする場合において、その変更により新たな地域が成事業の施行に係る地域の一部となるときは、その変更については、その新たにその施行に係る地域の一部となる地域につき第五条第四項及び第六条の規定を準用する。

5 第一項の場合には、第四十八条第六項前段及び第七項から第九項まで並びに前条第六項の規定を準用する。この場合において、第十四条第六項前段中「第五条第五項、第七条第四項及び第五項」とあるのは、「第七条第四項及び第五項」と、同条第九項中「第三者組合員を除く。」とあるのは、「第三者」と、前条第六項中「都道府県知事は、」とあるのは「都道府県知事は、土地改良事業計画の変更につき」と、「土地改良事業の施行」とあるのは「その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする。

第三章の章名中「又は農業協同組合」を「農業協同組合又は市町村」に改める。

第九十七条第一項中「耕作」の下
「又は養蚕」を加え、「農地」を「農
地」に、「又は使用貸借による権利」
を「使用貸借による権利又はそ
他の使用及び収益目的とする
利」に改め、同条第二項中「農地」
「農用地」に、「前項に掲げる」を「
項に掲げる」に改め、同条第三項
び第四項中「農地」を「農用地」に
め、同条第六項中「農地」を「農用地」
に、「前項の規定による指示」を「
項の規定による指示」に改める。

畜の業務を営む者の農用地の集團化その他農業構造の改善に資することが明らかであると認められるときは、その市町村は、都道府県知事の認可を受けて、その一定の農用地につき交換分合計画を定めることができる。

前項の場合には、第九十九条第二項から第十三項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項において準用する第五十二条第四項中「当該土地改良区の理事」とあるのは、「当該市町村の長」と、第九十九条第二項において準用する第五十二条第五項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは、「第二十八条」と読み替えるものと

第六百六条第一項中「第一百条第二項の下に「及び第一百条の二第二項」を除く。」に改め、
「若しくは使用貸借による権利を「使用貸借による権利若しくはその他の使用若しくは収益を目的とする権利(地役権を除く。)」に改め、
同条第二項中「又は使用貸借による権利」を「使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(地役権を除く。)」に改め、

3 農林大臣又は都道府県知事は、

都道府県営土地改良事業に係る工事を完了した場合には、運営なくその旨を公告しなければならない。

第一百十三条の三、省令で定める土地改良事業を行なう者は、その土地管轄登記所に省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け出なければならない。
2 前条第一項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の施

(工事の完了等の場合の公告等)
第百十三条の二 国及び都道府県以外の土地改良事業（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。）を行なう者は、土地改良事業の工事（農用地の保全又は利用上必要な施設の管理の事業については、管理）に着手し、又は工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に係る届出があつた場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

3 農林大臣又は都道府県知事は、工事を伴う国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(登記所への届出)

2 第百十三条の三、省令で定める土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の工事に着手する前に、管轄登記所に省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け出なければならない。
第百十四条に次の二条を加える。
2 前条第一項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の施

業の施行に係る地域の拡張に係る土地改良事業計画の変更の認可の申請がされている場合(国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業にあつては、この法律の施行前に当該拡張に係る土地改良事業計画の変更につき旧法第八十七条の三第一項の規定による公告があつた場合)において、その申請に係る認可をした旨の旧法の規定による公告があつたとき(国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業にあつては、農林大臣又は都道府県知事がその旧法第八十七条の三第一項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更の手續が完了する日として一定の日を指定したとき)は、その認可に係る公告の時(国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業にあつては、その指定する一定の日)における当該拡張後のその事業の施行に係る地域)

第九十六条の二第一項の認可の申請がされている場合において、その申請をした者がその認可後に行なう当該申請に係る農地開田開畑事業に係る地域の認可をした旨の旧法の規定による公告のある時における當該農地開田開畑事業の施行は内容の一部に含む土地改良事業の開始につき旧法第八十五条の規定による申請がされ、その申請をした者がその認可後に行なう当該申請に係る農地開田開畑事業の施行の際現に農用地開田開畑事業を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業の開始につき旧法第八十五条の規定による申請がされている場合において、國又は都道府県がその申請に基づいて行なう当該農地開田開畑事業の開始の手続が完了する日として農林大臣又は都道府県知事が指定する日における当該農地開田開畑事業の施行に係る地域の役員で旧法の規定により選挙されたものは、その残任期間中は、新法の規定により選挙されたものとみなす。

附則第七項の規定によりその手続について従前の例によるものとする土地改良事業計画の変更による土地改良区又は土地改良区連合の役員で旧法の規定により選挙されたものは、その残任期間中は、新法の規定により選挙されたものとみなす。

12 この法律の施行前にした旧法第五十一条第一項（旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を含む。）の規定による一時利用地の指定、その指定の効果、その指定による損失の補償及びその指定による受益者からの金銭の徴収並びにその一時利用地の指定のあつた土地改良事業に係る換地計画の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項（旧法第九十六条及び第九十六条の三において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る換地計画（前項の換地計画を除く。）の作成及び決定、その換地計画に係る換地処分の効果及び清算金並びにその換地計画に係る土地及び建物についての登記については、なお従前の例による。

14 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、数人共同して土地改良事業を行なう者又は市町村は、この法律の施行の際現に新法第五十七条の二第一項（新法第八十四条、第十九条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の施設の管理を行なつている場合には、この法律の施行の日から起算して六ヶ月以内に、これらの規定により管

15 理規程を定め、都道府県知事の認可を申請しなければならない。

この法律の施行前に旧法第五十三条第八項（旧法第九十六条の三において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた換地計画に係る土地改良事業についての旧法第六十条、第六十一条第一項、第六十二条第一項又は第六十三条第三項（これらの規定を旧法第五十六条の三において準用する場合を含む。）の規定による貸貸借の解除、地上権若しくは永木作権の放棄、地役権の放棄若しくは設定又は賃貸借料、地代、小作料若しくは地役の対価の減額、払戻し若しくは増額の請求の期限については、なお前前の例による。

16 旧法第七条第一項又は第三十条第二項の規定による新設合併に係る設立の認可の申請又は吸収合併に係る定款の変更の認可の申請で、この法律の施行前にしたものに係る土地改良区の合併については、なお前前の例による。

17 この法律の施行前にした旧法第八十七条の二第三項の規定による公告に係る土地改良事業で、新法第十一条第一項の規定により負担させられた国営土地改良事業に係る当該負

19 新法第九十条の二の規定は、新法第九十四条の八第三項の配分並み書でこの法律の施行後同項の規定により交付されるものに記載する埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地について適用する。

20 この法律の施行前に、都道府県が、その事業に要する費用に付き、その全部又は一部を旧法第十九条の規定により地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）二百二十四条の分担金として徴収する処分をした都道府県管土地改良事業に係る当該分担金の徴収については、なお従前の例による。

21 この法律の施行前に、市町村が、その事業に要する経費に充てるためその全部又は一部につき旧法第九十六条の三において準用する旧法第三十六条第一項の規定により賦課徴収の処分をした市町村の行なう土地改良事業に係る旧法第九十六条の三において準用する旧法第三十六条第一項の規定により賦課徴収の処分をした市町村の行なう土地改良事業について、なお従前の例による。

22 この法律の施行前にした旧法第八十五条第一項の規定による申請並みの法律の施行前に旧法第八十七条の二第一項の規定によりその土地改良事業の金銭、夫役又は現品の賦課徴収について、なお従前の例による。

(新法第五十七条の土地改良施設をいう。)についての管理の委託については、新法第九十四条の六第

二項(新法第九十四条の十において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

この法律の施行前にした旧法第二百八十八条第一項(旧法第一百十一条において準用する場合を含む。)の規定

は、適用しない。

26 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第一百三十六条中「農地」を「農用地」に改める。

愛知用水公團法(昭和三十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第二百二十二条(急迫の際の使用等)、第二百二十二条(損失補償)及び第二百二十二条(急迫の際の使用等)、第二百二十二条(検査等の場合における準用する場合を含む。)の認可の申請に係る交換分合計画の決定手続及び定め方、その交換分合計画に係る交換分合の効果及び清算金、その交換分合計画において定める農地その他の土地又は農業用施設の形質の変更並びにその作農創設特別措置法(昭和二十二年法律第四十三号)等により充り渡されたものについての特例について、なお従前の例による。

24 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の六第一項中「農地」を「農用地」に改める。

25 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

28 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一項中「国が施行するかんがい排水施設の建設の工事」の下に「これとあわせて施行する農用地の保全上必要な施設の建設の工事」及びかんがい排水施設の建設の工事の下に「又はこれとあわせて施行する等である農用地の保全上必要な施設の建設

の工事を加え、「第九十四条の六」を「第九十四条の六第一項」に改めることによる徵収金を加える。

第三条中「負担金及びその利息」の規定による徵収金を加える。

第二十条中「次条」を「次条及び第二条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特別徵収金の用途)

第二十二条の二 法第九十条の二第一項の規定による徵収金は、土地改

合の損失の補償に係る協議等、第二十二条(土地改良事業に係る損失補償)及び「第四十八条第五項」を「第四十八条第八項」に、「第五项」を「第四十八条第八項」に、「第六条の三」を「第九十条の三第五項」に、「第八十七条第三項」を「第八十七条第四項」に、「第八十七条の三第二項」を「第八十七条の三第四項」に、「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の三第五項」を「第九十六条の二第五項」を「第九十六条の二第七項」に、「第九十九条第十二項」を「第九十九条第十二項」を「第一百条の二第二項(第一百十二条ににおいて準用する場合を含む。)及び第一百十二条において準用する場合を含む。」に改める。

29 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

30 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

31 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

32 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

33 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

34 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

35 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

36 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

37 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

38 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

39 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

40 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

41 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

42 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

43 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

44 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

45 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

46 第二十九条第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三条の五第一項(同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。)十六条の四で準用する場合を含む。若しくは第八十九条の二第六項若しくは」に改める。

委員会におきましては、質疑にあり方と、農業基本法、特に食糧自給及び農業構造改善との関係、国土開発と土地利用区分、畜産政策と草地造成事業、造成用地の確保、土地改良長期計画、土地改良事業の採択基準、並びにその一貫施行と早期完成、農道及び圃場の整備、土地改良事業関係団体、事業費の負担、土地改良施設受益非農家の措置、農地及び干拓地の転用、農業水利の負担、その他が問題となりました。

議題を終わり、討論に入り、別に發言もなく、採決の結果、この法律案

は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の者は起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の者は起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) は、日本国に対し、日本国と外國との間に締結された犯罪人の引渡しに関する条約をい。

逃亡犯人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(定義) 第一条 この法律において「引渡条

約」とは、日本国と外國との間に締結された犯罪人の引渡しに関する条約をい。

逃亡犯人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改める。

第一条を次のように改める。

(定義) 第一条 この法律において「請求国」とは、日本国に対し、日本国と外國との間に締結された犯罪人の引渡しに関する条約をい。

逃亡犯人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改める。

第一条を次のように改める。

(定義) 第一条 この法律において「逃亡犯罪」とは、請求国からの犯罪人の引渡しを請求するに当該犯罪人が犯したとする犯罪をい。

逃亡犯人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改める。

第一条を次のように改める。

(定義) 第一条 この法律において「逃亡犯罪」とは、引渡罪について請求国との請求における当該犯罪人が犯したとする犯罪をい。

逃亡犯人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改める。

第一条を次のように改める。

よつて国会法第八十三により送付する。

昭和三十九年三月十九日

参議院議長 舟田 中

衆議院議長 重宗 雄三殿

に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 引渡しの請求が引渡し条約に基づかないで行なわれたものである場合において、逃亡犯の引渡しが相当でないと認定するとき。

四 引渡しの請求が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四 引渡しの請求が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

内において行なわれたとした場合において、当該行為が日本国による法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪にあたるものでないとき。

第三条を次のように改める。

(引渡しの請求を受けた外務大臣の措置)

第三条 外務大臣は、逃亡犯の引渡しの請求があつたときは、次に該当する場合を除き、引渡しの請求があつたこと成した引渡しの請求がある場合を除き、引渡しの請求があつたこと成した引渡しの請求があつたことと認めること。

第三条を次のように改める。

四 引渡しの請求を受けた外務大臣は、逃亡犯の引渡しの請求があつたときは、次に該当する場合を除き、引渡しの請求があつたことを証明する書面に關係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一 請求が引渡し条約に基づいてある場合において、その方式が引渡し条約に適合しないと認めるとき。

二 請求が引渡し条約に基づかないものである場合において、請求國から日本国が行なう同種の請求に応ずべき旨の保証がなされないとき。

第三条第二号中「第六号又は第七号」を「第八号」に改め、同条に次の二号を加える。

四 引渡しの請求が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四 引渡しの請求が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「引渡し請求した締約国」を「請求国」に改める。

第八条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十一条第一項中「締約国から逃亡犯の引渡しの請求を撤回する旨の通知があつたときは」を「請求国から逃亡犯の引渡しの請求を撤回する旨の通知を受け、又は第三条第二号に該当するに至つたときは」に改め、同条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十四条第三項中「第六号」を「第八号」に改める。

第十六条第四項中「引渡し請求した締約国」を「請求国」に改める。

第十九条第一項中「引渡し請求した締約国」を「請求国」に改め、同条第二項中「締約国」を「請求国」に改める。

第二十条及び第二十一条(見出しを含む)中「締約国」を「請求国」に改める。

第三十三条第一項中「逃亡犯の罪が犯された」に、「假拘禁許可状により拘禁されている」を削り、「逃亡犯が拘束された」を「當該犯罪人」に改める。

第三十三条第一項中「逃亡犯の罪が犯された」に、「假拘禁許可状により拘禁されている」を削り、「逃亡犯が拘束された」を「當該犯罪人」に改める。

○中山福蔵君登壇、拍手】

○中山福蔵君 ただいま議題となりました逃亡犯の引渡し法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

現行の逃亡犯引渡法は、わが国との間に犯人引き渡しに関する条約が締結されている外國から引き渡し請求がなされました場合にのみ適用されることはなっており、引き渡し条約に基づかない引き渡し請求に対してもは、

○議長(重宗雄三君) 日程第五、国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改

に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 引渡しの請求が引渡し条約に基づかないで行なわれたものである場合において、逃亡犯の引渡しが相当でないと認定するとき。

四 引渡しの請求が請求国の法令により死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四 引渡しの請求が請求国の法令により死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四 引渡しの請求が請求国の法令により死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

第三十条第一項中「逃亡犯の罪が犯された」に、「假拘禁許可状により拘禁されている」を削り、「逃亡犯が拘束された」を「當該犯罪人」に改め、同号を「第八号」に改める。

第三十条第一項中「逃亡犯の罪が犯された」に、「假拘禁許可状により拘禁されている」を削り、「逃亡犯が拘束された」を「當該犯罪人」に改め、同号を「第八号」に改める。

第三十三条第一項中「逃亡犯の罪が犯された」に、「假拘禁許可状により拘禁されている」を削り、「逃亡犯が拘束された」を「當該犯罪人」に改め、同号を「第八号」に改める。

第三十三条第一項中「逃亡犯の罪が犯された」に、「假拘禁許可状により拘禁されている」を削り、「逃亡犯が拘束された」を「當該犯罪人」に改め、同号を「第八号」に改める。

第三十三条第一項中「逃亡犯の罪が犯された」に、「假拘禁許可状により拘禁されている」を削り、「逃亡犯が拘束された」を「當該犯罪人」に改め、同号を「第八号」に改める。

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長鈴木強君。

審査報告書

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年五月二十六日

委員会 労働 鈴木 強
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民年金及び児童扶養手当について、その支給の対象となる障害者の範囲を拡大することとともに、支給制限を緩和しようとすると、妥当な措置と認められる。

なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため必要な経費は、二十五億九千余万円である。

附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、左の各項を速かに実施するよう努力すること。
(1) 厚生年金保険法の改正との均衡をはかり、各年金の年金額を大幅に引き上げることとも、老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年令を引き下げ、福祉年金の給付制限を緩和すること。

- (2) 特に左の事項については、可及的速かに実施すること。
(1) 各福祉年金の年金額を大幅に引き上げ、その所得制限を緩和すること。
(2) 夫婦が、ともに老齢福祉年金を受ける場合の減額制度を廃止すること。
(3) 老齢福祉年金及び障害福祉年金における配偶者所得制限を廃止すること。
(4) 母子福祉年金及び準母子福祉年金については、精神薄弱兒を扶養する場合は、二十歳に達するまで、これを加算対象とすること。
(5) 障害年金及び障害福祉年金については、配偶者並びに子につき加算制度を設けるとともに、障害の範囲を拡張すること。年金加入前の障害についても同様に拡張して支給すること。
(6) 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡是正すること。
(7) 保険料の免除を受けた者に対する年金給付についてはさらにお優遇措置を講ずること。
(8) 指定年金、福祉年金とともに、物価変動及び生活水準向上に伴い、自動的に増額せられるよう検討すること。

(9) 年金受給要件に達しない者の実納保険料がその被保険者のものとして確保されるようにする

こと。
右決議する。

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれによつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月二十八日

衆議院議長 舟田 中
参議院議長重宗雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「(以下「傷病」という。)がなつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「廢疾認定日」という。」

を(以下「傷病」という。)について

第三十一条第一項中「(以下「傷病」という。)がなつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「廢疾認定日」という。」

を(以下「傷病」という。)について

第三十二条第一項中「(以下「傷病」という。)がなつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「廢疾認定日」という。」

を(以下「傷病」という。)について

第三十三条第一項中「(以下「傷病」という。)がなつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「廢疾認定日」という。」

を(以下「傷病」という。)について

第三十四条第一項中「(以下「傷病」という。)がなつた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「廢疾認定日」という。」

2

民法(明治二十九年法律第八十

日」という。)に、「当該傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)」を「初診日」に改める。

第六十五条第五項中「七万円」を「八万円」に改める。

円を二十二万円に改める。

第六十六条第一項及び第二項を次のように改める。

障害福祉年金は、受給権者の配偶者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族等」という。)の有無及び教に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

扶養親族等が一人である場合給与所得の収入金額四十万円につき所得税法第九条第一項の規定により計算した額

第一項に規定する控除額と同法第十二条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する

き所持税法第十二条の十第

第八十一一条第二項中「同日以後になおつた者又は初診日が同日以後昭和三十六年三月三十一日以前である傷病が」を「同日以後昭和三十九年七月三十一日までの間になおつた者又は初診日が昭和三十四

政令で定める額」を「その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ前条第二項各号の規定の例により計算した額」に改める。
第七十九条の二第六項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

「前条第二項の規定に基づく政令で定める額」をその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ前条第一項各号の規定の例により計算した額」に改め、同項第三号中「前条第二項の規定に基づく

得税法の規定を適用すべき場合においては、当該所得につき適用される同法の当該規定によるものとする。

一項第一号イに規定する控除額と同号ロに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

月三十一日以前である傷病が昭和三十六年三月三十九年七月三十一日までの間に改め、同条第三項中「であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病がなおつたもの

別表の一級の項目

九 前各項に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認
められる身体障害であつて、日常生活の用を弁するこ
とを不能ならしめる程度のもの（内科的疾患に基く身
体障害であつて、前各号のいずれにも該当しないもの
を除く。）

九
一。結核性疾患による身体の機能の障害(呼吸器の機能の障害)にあつては、結核性疾患以外の身体の疾患によるものとを當た。以下この表において同じ。(又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)
精神の障害(精神疾患、神經症及び精神萎弱によるものと除む。以下この表において同じ)であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。
前各号に掲げるものはか、視覚障害、聽覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

一
に改め、

一五 沾核性疾患による身体の機能の障害又は长期にわたる安静を必要とする 病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著し く制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とす る程度のもの	一五 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認 められる身体障害であつて、日常生活に著しい制限を 加えることを必要とする程度のもの（内科的疾患に基 く身体障害であつて、前各号のいすれにも該当しない ものを除く。）
一六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 一七 前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼 機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、沾核性疾患による 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつ て、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	に改める

(児童扶養手当法の一部改正) 六年法律第二百三十八号) の一部
第一条 児童扶養手当法(昭和三十
を次のように改正する。

六年法律第二百三十八号) の一部を次のように改正する。

第十条から第十二条までを次のように改める。

第九条中「十八万円」を「二十万円」に改む。

病状又は精神の障害を重複して有する者であつて、前二号に定める程度と同程度以上の癡瘍の状態にあるもの

前二号に續けるものにして、か、視覚障害、聽覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、し体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは

四 前三号に掲げるものの中から、
で別表第十号に定める程度の
廃疾の状態にある者

害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。以下第四号において同じ。(マ)は長期にわたる安静を必要とする病状で別表第九号に定める程度の癡疾の状態にある者を除く。次号において同じ。

二 結核性疾患による身体の機能の障害（呼吸器の機能の障害にある者）

一 別表第一号から第八号まで
に規定する障害でそれそれ当該各号に定める程度の廃疾の

第三条第一項中「別表第一号から第八号までに定める程度の廃疾の状態若しくは内科的疾患に基づかない同表第九号に定める程度の廃疾の状態にある」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

第十条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

一 扶養親族等がない場合 所得税法第十二条の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額

二 扶養親族等が一人である場合 前号の額に所得税法第十三条の九第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十三条の十第一項第一号イに規定する控除額に相当する額を加算した額

第十一条 母に対する手当は、そ の母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び數に応じて、それ次の各号に規定する額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しな

亡者の死亡後に婚姻をし、又は

(遺児年金の支給要件に関する経
験子となつた場合に限る。)。

第五条 国民年金法第四十二条第一
過措置)

号の要件に該当する父又は母の死
亡の当時父又は母によつて生計を

維持した子が、昭和三十九年八月一日においてこの法律による改正

後の同法別表に定める程度の廢疾の状態にあり、かつ、十八歳以上

二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に

同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれか

に該当するときは、この限りでな
い。

一 現に婚姻をしているか又は養

の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつて、

三、覗こ母又は父と生計を同じく
とき。

三 現に廿二回と讀む同じく
しているとか。

前項の場合において同様の子以外の子で、昭和三十九年八月二日ごろ、て当該父又は母の死生

日本においては、被扶養者又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年八月一日

ものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金保険料第一項二規定

年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡

につき昭和三十九年六月一日前に
国民年金法第五十二条の一の規定
による死亡一時金の請求をした

昭和三十九年五月二十七

參議院會議錄第二十五号

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

⁴ 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対しても支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払のみならず、遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

(障害福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第六条 明治二十七年八月三日から昭和十九年八月一日までの間に生まれた者(昭和三十九年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、昭和三十九年八月一日前になおつた傷病(初診日ににおいて国民年金法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級の状態を除く。次項を除き、以下に該当する程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。次項を除き、以下同じ。)にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の障害福祉年金年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であった者にあつては、二十歳に達した日)以後である二以上の傷病により廃疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廃疾を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定め

2 明治二十七年八月三日から昭和十九年八月一日までの間に生まれた者（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者が、昭和三十九年八月一日において、初診日が昭和三十六年七月三十一日以前である傷病（初診日において国民年金法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）でなおらないもの（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた傷病を除く。）があることにより、この法律による改正後の同法別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同一条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者があつた者にあつては、二十歳に達した日）以後である二以上の傷病により廃疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廃疾を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるものについては、この限りでない。

とを併合して前二項に規定する廃疾の状態にある者については、同日以後である初診日において被保険者であつた者であつて、その初診日の前日において同法第五十六条第一項第二号に該当しなかつたものであるとき限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

（母子福祉年金及び準母子福祉年金の額の改定）

第七条 昭和三十九年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの（義務教育終了前のものを除く。）と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第八条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（前条に規定する妻を除く。）であつて昭和十九年八月一日以前に生まれたもの（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和三十九年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国

民年金法別表に定める一級に該当する程度の魔疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、同法第六十一条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（前条に規定する祖母又は姉を除く。）であつて、昭和十九年八月一日以前に生まれたもの（昭和三十九年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和三十九年八月一日において国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の魔疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。）にあるときは、同条第一項本文の規定にかかるらず、そ

の者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の妻子となつているとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る）。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る）。

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において被保険者であつた者であつて、その死¹日の前日において国民年金法第六十一条第一項第二号又は第六十四条第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

（障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置）

第九条 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十九年一月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母

子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、昭和三十八年十二月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五条に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例によること。

2 国民年金法第六十五条第六項及び第六十七条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和三十九年九月以降の月分のこれららの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法〇第六十五条第六項、第六十六条第一項から第三項まで及び第六十七条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十八年以降の月分の手当に相当する金額は、同号の規定にかかるらず、当分の間、三十九万六千円とする。百円」と読み替えるものとする。

5 この法律による改正後の国民年金法第六十六条第二項第二号（同法第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項において例による場合を含む。）中「同号」と規定する「控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

6 この法律による改正後の国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十九号）に規定する手当の支給制限に関する経過措置

4 第十条 児童扶養手当法第九条の規定による手当の支給の制限について、この法律による改正後の同法第三条第一項の規定は、昭和三十七年以前の年の所得による場合を含む。中「同号」と規定する「控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第十九条から第十二条までの規定は、昭和三十八年以前の年の所得による手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十七年以前の年の所得による手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第十三条第二項の規定による手当の支給制限に関する手当の支給の制限について、この法律による改正後の同法第三条第一項の規定は、昭和三十九年法律第百五十九号に規定する手当の支給の制限について適用し、昭和三十八年以前の年の所得による手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の児童扶養手当法第十一條第二号（同法第十二条の規定を適用する場合及び同法第十三条第一項において例による場合を含む。）中「同号」と規定する「控除額」とあるのは、「三万八千八百円」と読み替えるものとする。

○鈴木強君登壇、拍手

鈴木強君登壇、拍手

た国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、国民年金及び児童扶養手当について、支給基準としての障害の範囲を拡張するとともに、支給制限を緩和しようとするものであります。

政府原案の要旨は、まず、国民年金法の改正については、

第一に、障害年金及び障害福祉年金の支給対象を、現行の外形的障害者に限らず、結核性疾患、非結核性の呼吸器疾患及び精神病に基づく障害者をも支給対象に加えるとともに、母子年金及び母子福祉年金等の支給対象となる障害の子等の範囲を、障害年金と同様に、内科的疾患に基づく障害者にまで拡張すること。

第二に、福祉年金受給権者の扶養義務者に基準額以上の所得がある場合には、支給停止になりますが、その基準額を引き上げて、扶養義務者に扶養親族五人族がない場合は四十万円とし、扶養親族の数に応じて増額し、扶養親族五人の場合に、現行の六十万円が六十五万円となるように支給制限を緩和すること。

第三に、福祉年金の受給権者が、戦争、公務により廃疾となつたこと等に基づき公的年金を受給している場合に、福祉年金を併給する限度額を、現行の七万円から八万円に引き上げること。

次に、児童扶養手当法の改正については、

第一に、身体障害児童として手当を支給する場合の障害の範囲に、国民年金と同様、内科的疾患に基づく障害を加え、これらの障害児童についても手当を支給すること。

第二に、受給者の扶養義務者の所得による支給制限を、国民年金と同様に緩和すること等であります。

本法律案は、衆議院において修正せられ、福祉年金または児童扶養手当を受ける本人に基準額以上の所得がある場合の支給停止に関し、現行の基準額十八万円を二十万円に引き上げられました。

委員会におきましては、小林厚生大臣及び政府委員に対し、国民年金の大幅改訂の時期とその方針、各種年金制度の統合調整の構想、国民年金未加入者への趣旨徹底とその解消方策、国民年金保険料の納付組織と事務費不足の実情及び所要予算の増額、公的年金と福祉年金との併給制限の撤廃、積み立て金還元融資のワクの拡大、精神薄弱者に対する総合対策等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて本法律案は衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会は、徳永正利委員の提案により、国民年金額の大額引き上げ、給付内容及び条件の改善、事務費国庫負担額の増額、積み立て金還元融資のワクの拡大等に関する附帯決議を全会一致で行ないました。附帯決議の内容は、長文になりますので、省略させていただき、議事録に譲ることにいたしました。この決議に対し、小林厚生大臣から、決議の趣旨を尊重して善処する旨の発言がありました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

行政書士法の一部を改正する法律案の本院提出案をここに送付する。

昭和三十九年五月七日
衆議院議長 舟田 中
参議院議長重宗雄三殿

行政書士法の一部を改正する法律
行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「闡する書類」の下に「(実地調査に基づく)圖面類を含む。」を加える。
第二条第二項第五号中「八年」を「十二年」に、「五年」を「九年」に改め
る。

第十九条第一項ただし書中「及び正当の業務に附隨して行う場合」を削る。

（施行期日）
附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（従前の行政書士に関する経過規定）

2 この法律の施行の際現行行政書士である者は、行政書士法第二条第二項第五号の改正規定にかかるらず、この法律による改正後の行政書士法の規定による行政書士とみなす。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、衆議院議員提出にかかるもので、そのおもな内容は、行政書士の作成する書類に実地調査に基づく図面類を含むものとし、公務員として在職したことにより行政書士となり得る者の資格取得期間を引き上げ、あわせて非行政書士等の取り締まりに関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、五月十二日、衆議院議員渡海元三郎君から提案理由の説明を聞き、慎重審査を行ないましたが、五月二十六日質疑を終局し、討論を省略して直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君)　過半數と認めます。よつて、本案は可決せられました。
次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十五分散会

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日第三種郵便物認可

中野	文門君	豊田	雅孝君
天坊	裕彦君	竹中	
村上	館	山下	
山本	青柳	大谷	恒夫君
村上	鍋島	佐藤	贊雄君
天塩	紅露	平島	芳男君
杉原	春藏君	佐藤	敏夫君
小林	利壽君	西郷吉之助君	
寺尾	秀夫君	木内	
西川	直紹君	四郎君	
甚五郎君	みつ君	田中	
荒太君	哲二君	茂穂君	
英三君	秀夫君	大野木秀次郎君	
豐君	利壽君	相澤	
良吉君	天塩	重明君	
為治君	高野	向井	
桂君	増原	龜田	
智君	井上	得治君	
祐一君	加藤	加瀬	
禪藏君	中山	完君	
惠吉君	高橋	小酒井義男君	
道雄君	木村篤太郎君	大和	
一夫君	矢山	与一君	
一夫君	柳岡	松本治一郎君	
祐一君	佐野	羽生	
秋夫君	林田	曾林	
廣君	白井	厚生大臣	
勇君	鈴木	農林大臣	
顕道君	伊藤	法務大臣	
兼人君	松澤	文部大臣	
勇君	斎藤	郵政大臣	
正治君	正治君	自治大臣	
廣君	有作君	國務大臣	
一君	秋夫君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君	兼人君		
一君	正治君		
一君	廣君		
一君	勇君		
一君	顕道君		
一君			